

# 近江八幡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成22年3月21日

規則第177号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(申請書に添付する図書等)

第3条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が行う同項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）又は技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が住宅の性能を法第6条第1項第1号に適合すると評価した書面
- (2) 住宅品質確保法第44条第2項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）の住宅品質確保法第31条に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）（以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合にあつては、当該住宅型式性能認定に係る住宅型式性能認定書又は確認書の写し
- (3) 住宅品質確保法第40条に規定する認証型式住宅部分等（以下「認証型式住宅部分等」という。）である住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書の写し

(4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件  
(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けた場合にあっては、当該試験等の結果の証明書)

(5) 法第6条第1項第3号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を証する書面又は適合していることの確認に必要な図書

(6) 共同住宅等である場合にあっては、住宅の規模を示す建築物別概要書(別記様式第1号)

2 省令第2条第1項の申請書の提出部数は、正本及び副本それぞれ1部とする。  
(申請書に添付する図書の省略)

第4条 省令第2条第3項に規定する同条第1項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものは、次の各号に掲げる事項を表示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

(1) 認定対象住戸が住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅で、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにおいて、当該住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 認定対象住戸が住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅で、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにおいて、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(法第6条第3項の通知等)

第5条 法第6条第3項の規定による通知は、長期優良住宅計画通知書(別記様式第2号)に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

2 建築基準法第18条第4項から第11項までの規定は、法第6条第3項による

通知に係る認定対象建築物が、建築基準法第20条第2号又は第3号に規定する建築物に該当する場合について準用する。

(認定をしない旨の通知)

第6条 市長は、法第6条第1項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(別記様式第3号)により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(報告)

第7条 法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する報告書(別記様式第4号)によるものとする。

(工事の完了の報告)

第8条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築に係る工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第9条 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(別記様式第6号)によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市長期優良住宅の普及に関する法律施行細則(平成21年近江八幡市規則第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。